

新潟県の監査

令和6年度
監査結果

～ 監査のあらまし～



令和8年3月



新潟県監査委員事務局

目 次

I 監査制度の概要	1
1 監査委員とは.....	1
監査専門委員.....	1
2 監査の役割.....	2
これからの監査.....	2
3 監査の種類.....	3
4 監査の流れ.....	4
II 令和6年度の監査結果	5
1 定期監査.....	5
監査結果の区分.....	5
指摘事項及び注意事項の件数.....	5
主な指摘等の内容と措置結果.....	6
検討事項及び要望事項の件数.....	10
検討事項及び要望事項の主な内容.....	10
定期監査の重点事項.....	11
工事監査.....	13
2 決算審査及び基金運用状況審査.....	14
普通会計決算審査.....	14
企業会計決算審査.....	20
基金運用状況審査.....	27
3 健全化判断比率等審査.....	28
健全化判断比率.....	28
資金不足比率.....	30
4 内部統制評価報告書審査.....	31
内部統制の取組.....	31
審査結果.....	32
5 財政的援助団体等の監査.....	33
監査対象団体の選定.....	33
指摘事項等の件数.....	34
指摘事項等の主な内容.....	34
III 住民監査請求	35
IV 監査委員事務局	36

I 監査制度の概要

1 監査委員とは

監査委員は、地方自治法に基づいて設置される地方公共団体の長から独立した独任制の執行機関です。

知事から独立した立場で、県の財務や事務・事業等の執行の正否や適否をチェックし、その結果を公表することによって、県民や議会等が正しい判断をするものとなる情報を提供します。

監査委員は、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、行政運営に関し優れた識見を有する者と新潟県議会議員のうちから、議会の同意を得て知事が選任します。新潟県では、識見を有する者から2人、議員から2人の計4人が監査委員に選任されています。

<令和8年3月時点の監査委員>

氏名	区分	就任年月日
井上 智美 (いのうえ ともみ)	識見を有する委員 (常勤 代表監査委員)	令和7年4月1日
斎京 四郎 (さいきょう しろう)	議員から選出された委員 (非常勤)	令和7年7月8日
樋口 秀敏 (ひぐち ひでとし)	議員から選出された委員 (非常勤)	令和7年7月8日
樺澤 尚 (かばさわ なおし)	識見を有する委員 (常勤)	令和6年4月1日

独任制

それぞれの監査委員が独立して職務を行うことです。このため、教育委員会のように「監査委員会」とは呼びません。ただし、監査の結果に関する報告の決定又は意見の決定は、監査委員の合議によるものとされています。

監査専門委員

監査専門委員は、地方自治法の一部改正に伴い監査委員を補佐するため、平成30年度から設置されています。

新潟県では、公認会計士3人が監査委員から選任され、複式簿記を採用する公営企業会計、出資法人など県が出資している団体・県が補助金その他の財政的援助を行っている団体などを対象に監査を支援しています。

1 監査制度の概要

2 監査の役割

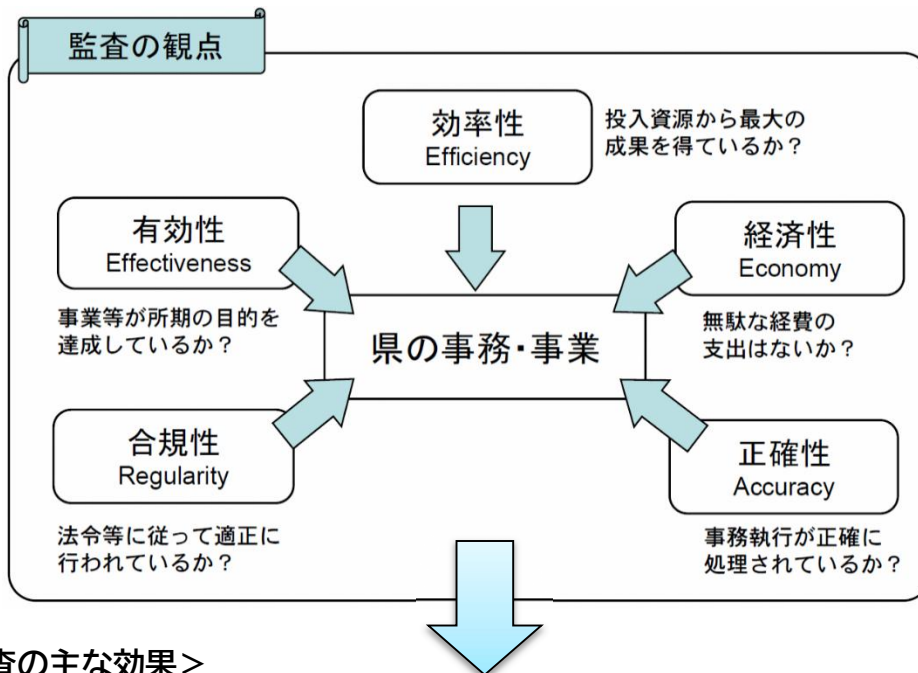
令和2年4月1日に監査の基本原則を定めた「新潟県監査基準」が施行されました。監査委員は、この監査基準に従って「合规性」「正確性」「経済性」「効率性」「有効性」の観点から監査を実施しています。

これからの監査

監査対象のリスクを事前に識別、評価し、リスクが高い事務・事業に対して監査資源（人員、時間、費用等）を配分して監査を実施しています。

また、令和2年4月に知事部局等では内部統制制度が導入され、特に財務事務の合规性・正確性について、各課等で点検が徹底されるよう取り組まれています。

これらの内部統制の整備・運用状況を見極めながら、経済性、効率性、有効性の観点からの監査、いわゆる3E（Economy・Efficiency・Effectiveness）に重点を置いた監査を進めていきます。



<監査の主な効果>

直接的な効果	過大な支出を防止、回復する効果
	工事における不適切な設計や施工が是正される効果
	事務や事業の透明性が向上する効果
	事務や事業の効率性、経済性、有効性が向上する効果
間接的な効果	他課等の誤りについて、同様の誤りの有無を自ら調査し、是正される効果と未然に防止される効果
	毎年、監査が行われること自体が牽制となり、誤りが未然に防止される効果

I 監査制度の概要

3 監査の種類

監査委員の実施する監査は、地方自治法等で定められています。

	監査の種類	根拠法令	実施の要件等
1	定期監査	自治法199条④	毎年1回以上実施
2	行政監査	自治法199条②	監査委員が必要と認めるとき
3	随時監査	自治法199条⑤	監査委員が必要と認めるとき
4	普通会計決算審査	自治法233条②	毎年度1回実施
5	企業会計決算審査	公企法30条②	毎年度1回実施
6	基金運用状況の審査	自治法241条⑤	毎年度1回実施
7	健全化判断比率等審査	財政健全化法3条① 22条①	毎年度1回実施
8	内部統制評価報告書審査	自治法150条⑤	毎年度1回実施
9	例月現金出納検査	自治法235条の2①	毎月
10	財政的援助団体等の監査	自治法199条⑦	監査委員が必要と認めるとき 知事から監査の要求があったとき
11	指定金融機関等の監査	自治法235条の2② 公企法27条の2①	監査委員が必要と認めるとき 知事・管理者から監査の要求があったとき
12	議会の請求に基づく監査	自治法98条②	議会から監査の請求があったとき
13	知事の要求に基づく監査	自治法199条⑥	知事から監査の要求があったとき
14	住民監査請求に基づく監査	自治法242条④⑤	住民から監査の請求があったとき
15	直接請求に基づく監査	自治法75条③	有権者総数の50分の1以上から 監査の請求があったとき
16	職員の賠償責任に関する 監査	自治法243条の2⑧③ 公企法34条	知事から監査の要求があったとき 管理者から監査の要求があったとき

- ・自治法＝地方自治法
- ・公企法＝地方公営企業法
- ・財政健全化法＝地方公共団体の財政の健全化に関する法律

包括外部監査

監査委員による監査のほかに、知事が外部の専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）と契約を結んで実施する監査で、契約期間内に少なくとも一回以上監査をしなければならないことになっています。

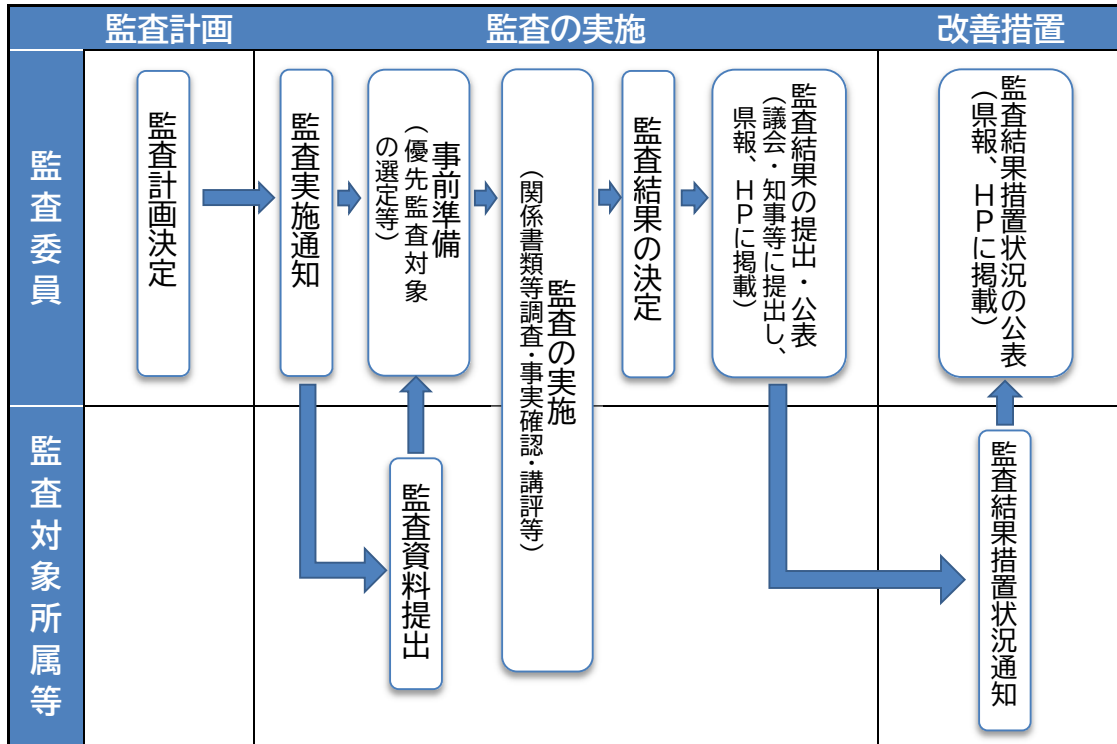
個別外部監査

①議会の請求に基づく監査、②知事の要求に基づく監査、③知事からの要求による財政的援助団体等の監査、④住民監査請求に基づく監査、⑤直接請求に基づく監査について、個別外部監査契約に基づく監査の請求等があった場合、監査委員に代えて外部の専門家が監査をする制度です。

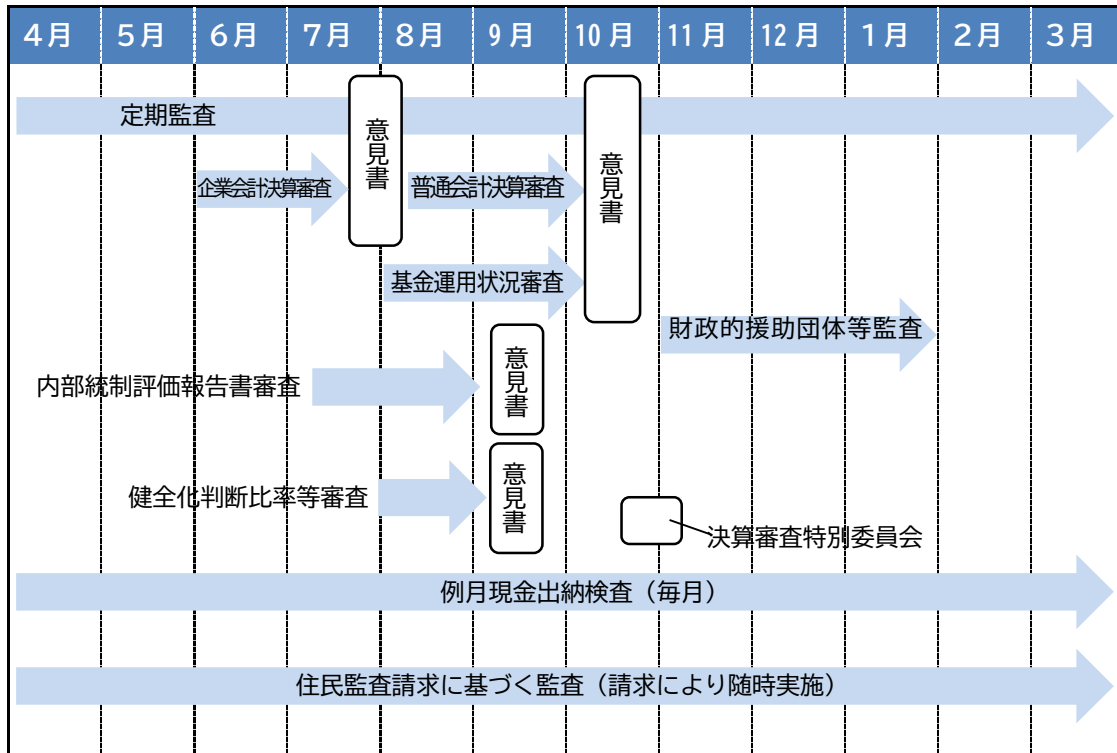
I 監査制度の概要

4 監査の流れ

<監査事務の流れ>



<各監査の実施期間>



II 令和6年度の監査結果

1 定期監査

本庁各課及び地域機関 376 箇所すべてについて、新潟県監査基準に準拠し、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかといった観点から、提出された資料の内容確認などの方法等により毎年度実施しています。

定期監査では、毎年度、重点事項を設定して監査を実施しています。また、県が行った工事についても、施工面や設計・積算面等から監査しています。

令和6年度の定期監査結果については、令和6年度会計及び令和5年度監査時に監査対象外とした令和5年度会計残期間分を対象としています。

監査結果の区分

監査の結果、是正や改善等の必要が認められた場合には、所属に対して以下の区分で通知を行っています。

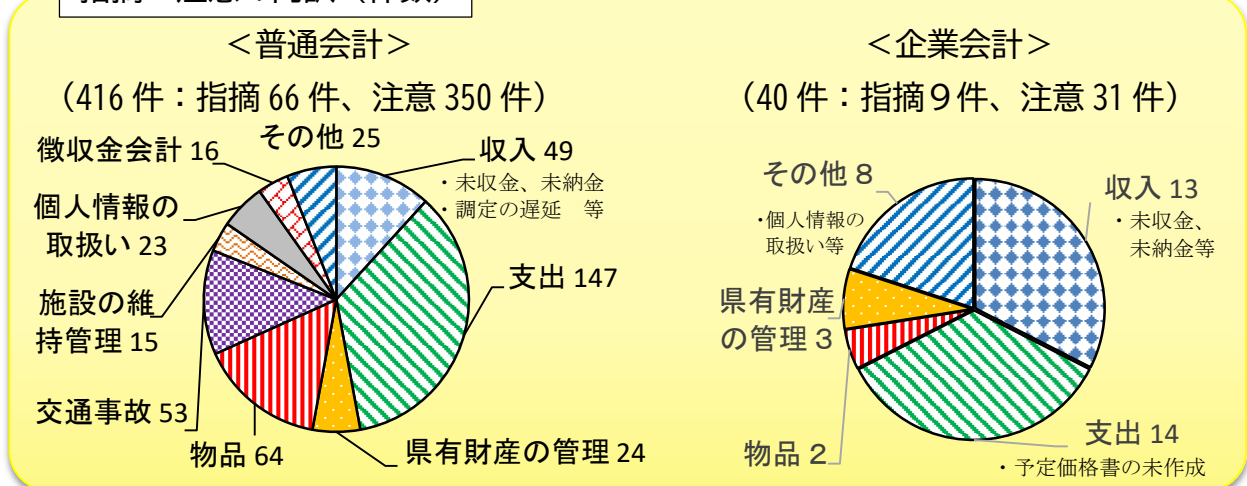
区分	内容
指摘事項	明らかに違法又は不当なもの、著しく不経済な行為又は著しい損害が生じているもの等
注意事項	是正又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
検討事項	指摘事項、注意事項に該当しないが、行政行為の経済性・効率性・有効性や行政目標・達成手段の妥当性等に関して是正、改善の検討を求めるもの
要望事項	業務運営にあたっての留意や努力を求めるもの

指摘事項及び注意事項の件数

普通会計と企業会計で計 75 件の指摘、381 件の注意^(※)を行いました。

※ 令和6年度会計及び令和5年度監査時に監査対象外とした令和5年度会計残期間分

指摘・注意の内訳（件数）



II 令和6年度の監査結果

主な指摘等の内容と措置結果

令和6年度の定期監査結果^(※)を知事、公安委員会委員長及び教育委員会教育長に通知し、知事等から監査委員に対して改善措置を講じた旨通知がありました。

これらの措置については、新潟県報で公表（令和8年1月30日付）していますが、主な改善措置の内容は、次のとおりです。

※ 令和6年度会計及び令和5年度監査時に監査対象外とした令和5年度会計残期間分

<知事の措置結果>

指摘等の内容	措置の結果（改善内容）
廃プラスチック・混合廃棄物処理委託において、産業廃棄物に該当する物品であるにもかかわらず、一般廃棄物として処理していた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいた事務処理を行われたい。	産業廃棄物の処分において、委託契約を交わさずに一般廃棄物として処分していたものです。 今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び財務規則に基づき、適切な事務処理を行ってまいります。
「#新潟のコメジルシ」フォトコンテスト 2024 表彰式及びパネル展示に係る企画・運營業務委託について、契約書が作成されていなかった。 また、明確な随意契約理由がないまま随意契約していた。 財務規則に基づいた事務処理を行われたい。	職員とともに、適切な事務処理手順を確認するとともに、必要に応じ課内他係や出納局に相談し事務処理を行うよう周知しました。 引き続き、財務規則を遵守した適切な事務処理を行ってまいります。
予定価格5億円以上の工事請負について、「新潟県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に基づき必要とされる議決を経ずに変更契約を締結した事案があった。 今後は同様の事案が発生することのないよう再発防止策を着実に履行し、適正な事務処理を行われたい。	再発防止策として、契約事務に携わる職員の認識不足を解消するため、全職員を対象にした研修を継続的に実施するとともに、工事設計書のチェックリストや入札・契約事務のマニュアルに、議会承認に関する事項を記載し、チェック機能・体制の強化を図ってまいります。

II 令和6年度の監査結果

<教育委員会の措置結果>

指摘等の内容	措置の結果（改善内容）
<p>産業廃棄物収集・運搬及び処分委託について、排出事業者として収集運搬業者、処分業者と直接契約をすべきところ、電気工事会社に委託し、当該会社が収集運搬業者、処分業者と契約を締結していた。</p> <p>また、契約書を作成し、支出負担行為決議書で処理すべきところ、契約書を作成せず支出負担行為兼支出命令決議書で処理していた。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>産業廃棄物収集運搬及び処分委託については、支出負担行為決議書を起票するとともに契約書を作成し、排出事業者として収集運搬業者、処分業者と直接契約するなど、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令及び財務規則に基づく適正な事務処理を行ってまいります。</p>
<p>指導者用デジタル教科書（教材）の購入について、発注伝票を作成することなく発注したことに加え、納品書及び請求書を放置していたことにより支払遅延となり、さらに令和5年度予算で支出すべきところ、令和6年度予算で支出していたものがあつた。</p> <p>今後は同様の事例が発生することのないよう再発防止策を徹底し、財務規則に基づく適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>担当者は発注伝票、納品書、請求書に関連する一連の手続きを全て失念していたため、本来、令和5年度予算で支払うべき638,000円を令和6年度予算でやむなく支払いました。改善措置としては、会議の度に全職員へ声掛けし、失念を防ぎます。</p> <p>また、物品発注のフローを示した簡易な資料の掲示や配付及び定期的な資料回覧の実施により、職員に意識付けを行い、再発防止につなげます。</p> <p>今後とも適切な事務手続きに基づいた事業執行に努めてまいります。</p>
<p>学校関係団体からの寄付物品（エアコン）3台について、寄付の申出が団体の総意のもとに行われているかを確認せず受入れを決定し、うち2台については、必要な部局長の承認を受けずに受け入れていた。</p> <p>物品会計規則及び平成14年8月1日付け教財第283号教育長通知に基づいた事務処理を行われたい。</p>	<p>指摘を踏まえ、寄付の申出が団体の総意のもとに行われていることの書類を寄附団体から提出してもらい、改めて受入れを決定いたしました。</p> <p>うち2台については、同様に指摘を踏まえて部局長の承認手続きを行いました。</p> <p>今後は物品会計規則及び教育長通知に基づき適正な事務手続きに努めてまいります。</p>

II 令和6年度の監査結果

<公安委員会の措置結果>

指摘等の内容	措置の結果（改善内容）
<p>公務中における職員の交通事故があり、相手方に損害賠償をするほか、公用車等の修理費を支出したものがあつた。</p> <p>県民の交通事故防止を担う警察として、職員の安全運転の徹底に努められたい。</p>	<p>県警察では、毎年、警察本部関係所属で構成する公用車事故防止対策委員会において、事故防止対策について検討し、総合的な公用車事故防止対策を推進しています。</p> <p>現在の取組として、事故事例などの教養資料で注意喚起に努めているほか、緊急自動車運転技能指導官による各所属への巡回指導や事故防止研修を継続実施しています。</p> <p>なお、今年は、運転操作が不適切な事故が多発したため、9月に新たな訓練内容を示し、本部職員も県庁車庫棟で実車訓練を実施しました。</p> <p>また、端末の掲示板において事故の発生や損害状況等をタイムリーに情報共有したり、天候や県下（管内）の事故の発生状況を捉えた無線指令をさせるなど、意識の醸成に努めています。</p> <p>今後も引き続き、対策を徹底して公用車事故防止を推進してまいります。</p>

（次ページへ続く）

II 令和6年度の監査結果

指摘等の内容	措置の結果（改善内容）
個人情報が含まれる運転免許の照会履歴文書を保存期間満了前に誤廃棄するなど、計2件の個人情報の漏えい・紛失があった。適正な文書管理を徹底するとともに、個人情報の取扱いに留意し、再発防止に努められたい。	文書誤廃棄防止として「保存期間満了日」ごとに色分けしたシールをファイルの表紙及び背表紙に貼付けして管理、年ごとの保管場所を決め、他の年の文書と混在しないようにしました。 また、封かん時には複数の職員による確認の徹底を実施しております。 さらに、個人情報の取り扱いに関する教養を夕礼時等に実施し職員一人一人に改めて注意喚起をいたしました。 今後もこれらの取組を継続し、再発防止に努めてまいります。 そのほかに、照会履歴文書の誤廃棄については、業務主管課である広報広聴課から行政文書の適正な管理の徹底について各所属長へ通知文、全警察職員へ教養資料を発出しており、また、郵便の誤送付については、広報広聴課と情報管理課から全警察職員へ発生事案の概要、再発防止策を記載した教養資料を発出しています。 これらの通知文や教養資料を基に、各所属において個人情報の漏えい防止教養を実施し、同種事案の再発防止の徹底に努めています。

新潟県監査委員事務局のホームページでは、過去の定期監査結果や、指摘等を踏まえた改善措置状況を公表しています。

【新潟県監査委員事務局ホームページ】

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kansa/>

新潟県 監査 検索



II 令和6年度の監査結果

検討事項及び要望事項の件数

指摘事項や注意事項^(※1)以外にも、行政行為の経済性・効率性・有効性等の観点から、関係する所属に対して、28件の要望を行いました^(※2)。

これらの事項については、次年度の定期監査等で検討結果や進捗状況を確認しています。

※1 指摘事項・注意事項等の区分については5頁参照

※2 令和6年度会計及び令和5年度監査時に監査対象外とした令和5年度会計残期間分

検討事項及び要望事項の主な内容

- ・ 地域機関において、食品衛生監視員の資格要件を満たしていないにもかかわらず、食品営業許可申請に基づき実施する営業施設の検査及び監視指導に従事するという不適切な事務処理を行っていたことから、食品衛生監視員の有資格者によって適切な業務が執行されるよう再発防止策を実行し、適正な業務管理を徹底するよう要望しました。
- ・ 貸出図書57点について、督促は行っているものの貸出者から返却が行われず回収不能となっており、蔵書の除籍は県民の図書館利用環境にも影響を及ぼしかねないことから、引き続き貸出図書の管理を徹底するよう要望しました。
- ・ 時間外勤務について、人事委員会規則に定める上限を上回る状況にあったことから、職員の健康管理に留意し、時間外勤務の縮減に努めるとともに、職員がやりがいを感じ、力を発揮することができる環境づくりを引き続き推進するよう要望しました。

II 令和6年度の監査結果

定期監査の重点事項

事業・事務リスクの高い事項のうち、事業の重要性、県民に与える影響等を勘案し、重点的に監査する必要があるものを、重点事項として設定し監査を実施しています。また、部局に共通する事項については、共通確認事項として設定し監査を実施しています。

令和6年度会計の重点事項は次のとおりです。

<普通会計>

部 局	重 点 事 項
知事政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・「新潟県総合計画」について ・人口減少問題への取組方針と課題 ・デジタル社会への対応状況
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・県財政の状況認識と対応 ・働き方改革に関する取組状況 ・内部統制の取組状況
環境局	<ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会への転換 ・野生鳥獣の適正な管理
防災局	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の安全対策及び原子力災害対策の取組状況 ・防災力向上及び危機管理体制強化への取組状況
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な地域医療の推進 ・「こむすび県にいがた」の推進と児童虐待対応体制
産業労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー価格・物価高騰や令和6年能登半島地震等への対応 ・魅力ある多様で良質な働く場の確保と県内企業就職促進の取組状況 ・成長分野に重点を置いた産業振興の取組状況 ・地域経済を支える中小企業の持続的発展に向けた施策への取組状況
観光文化 スポーツ部	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な地域資源を活かした交流人口拡大の取組状況
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・基本戦略の進捗状況等 ・ブランド力の強化及び輸出拡大に向けた取組状況 ・地域農業の維持・発展に向けた取組状況 ・特定家畜伝染病への対応状況
農地部	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場整備事業を契機とした園芸導入・拡大の取組状況と課題 ・土地改良施設の老朽化対策と安全確保の現状と課題 ・予定価格等漏えい事案を受けた再発防止策の取組状況
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の命と暮らしを守る防災・減災対策の取組状況 ・公共土木施設の老朽化対策と安全確保 ・建設産業の持続的な経営を支援する取組状況
交通政策局	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を支える公共交通ネットワークの維持・確保に向けた取組状況 ・拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備等の取組状況
出納局	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料等のキャッシュレス決済の運用状況と収入証紙廃止後の納付方法 ・内部統制の取組状況

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

部 局	重 点 事 項
教育庁	<ul style="list-style-type: none"> ・「県立高校の将来構想」に基づく施策の取組状況 ・進路希望達成に向けた取組と成果並びに県立高校における転出、中途退学の状況 ・特別支援教育の推進 ・教員の多忙化解消に向けた取組状況
警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・DV、児童・高齢者虐待対策の取組状況 ・重要犯罪・重要窃盗犯対策の取組状況 ・特殊詐欺等に係る被害防止に向けた取組状況

<企業会計>

会 計	重 点 事 項	
病院事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算及び経営状況 ・経営改革への取組 ・指定管理の状況 ・医師の働き方改革に向けた取組 ・病院局における業務管理 	
基幹病院事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算の状況 ・指定管理の状況 ・魚沼基幹病院の運営状況 ・県央基幹病院の運営状況 ・燕労災病院の残余財産の清算状況等 	
企 業 局	電気事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算及び経営状況 ・持続可能な経営に向けた取組状況 ・電気事業を取り巻く環境への対応
	工業用水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算及び経営状況 ・栃尾工業用水道事業への対応
	工業用地造成事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算及び経営状況
新潟東港臨海用地造成事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算及び経営状況 	
流域下水道事業会計	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年度決算及び経営状況 ・新潟県流域下水道事業経営戦略の取組状況 	

上記のほか、令和6年度普通会計決算監査の共通確認事項として、「委託契約における随意契約理由」が適正かどうかについて調査しました。

結果として、概ね適正に契約されていたことを確認しましたが、随意契約理由書を作成していない等により、指摘・注意とした事例が複数ありました。

そのほか、部局において統一した随意契約理由を作成しているにもかかわらず、財務会計システムに入力する随意契約理由が統一されていない事例が複数ありました。

随意契約については、主に以下の観点で、引き続き定期監査において確認をしていくこととします。

- ・競争入札に付すべきものを随意契約によって契約していないか
- ・随意契約理由が適正か

II 令和6年度の監査結果

工事監査

令和6年度に土木部、農地部、農林水産部、交通政策局において実施した公共工事の中から、次の工事を中心に362件を抽出し監査を実施しました。また、109件については現場確認を行いました。

- ① 変更増額・減額が大きい工事
- ② 工事中止期間が長い工事
- ③ 大規模工事
- ④ 高額随意契約工事

抽出

<実施状況>

区分	土木・港湾関係	農林・農地関係	計
工事件数	4,071	1,024	5,095
抽出件数	228	134	362
現場確認	63	46	109

<監査結果>

区分	指摘	注意	検討	計
土木・港湾関係	1	10	0	11
農林・農地関係	0	9	0	9
合計	1	19	0	20

※ 公共工事及び関連する調査・設計委託に係るものの件数

※ 誤りが軽微なものや少額なものについては、口頭で所属に是正等を求めました。

指摘等の事例

【契約及び履行確認に関するもの】

予定価格5億円以上の工事請負について、条例に基づき必要とされる県議会の議決を経ずに変更契約を締結している事案があった。

II 令和6年度の監査結果

2 決算審査及び基金運用状況審査

知事からの審査依頼に基づき、一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算並びに基金の運用状況について審査を行い、意見書を提出します。知事は決算に監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

普通会計決算審査

新潟県監査基準に準拠し、次のような観点から、関係者の説明を聴取し、併せて定期監査、例月現金出納検査などの結果も参考にして審査し、部局長との意見交換を経て、審査意見書を知事に提出しました。

- 決算の計数に誤りがないか
- 収入支出の事務は、法規に準拠し、適正に処理されているか
- 歳入は、予定されたとおり収納されているか
- 予算は、議会の議決の趣旨に沿って執行されているか
- 財産の管理は、適正になされているか

<審査の結果>

令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合しており、決算計数に違算はないものと認めました。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、おおむね適正なものと認められましたが、改善努力を要するものとして、次のとおり意見を付しました。

令和6年能登半島地震への対応等により、令和6年度に財政調整基金を一時的に取り崩したが、県が令和7年9月に公表した「中期財政収支見通し（仮試算）」によれば、大規模災害等に備えるための財政調整基金230億円を確保するとともに、県債管理基金（公債費調整分）を取り崩していくことで、令和13年度の公債費の実負担のピークに対応することができる見通しが示されている。

県は、引き続き、「新潟県行財政基本方針」（以下「基本方針」という。）のもと、中長期的な財政運営の目標達成とともに政策課題に着実に対応していくため、本県の歳入規模に見合った歳出構造を堅持し、社会経済状況の変化や収支見通しの推移を見極めながら、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

（次ページへ続く）

II 令和6年度の監査結果

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しているとされている。また、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、持ち直しているとされている。

一方、引き続き、人口減少対策、防災・減災対策など本県が抱える様々な政策課題へ着実な対応が求められる中、物価上昇の継続など今後の経済情勢や国の動向等によって収支が大きく変動することも想定され、本県財政は依然として厳しい状況に置かれている。

以上のことから、基本方針に基づき、中長期的な収支均衡に向けて取り組むとともに、国への積極的かつ効果的な働きかけに一層努められたい。また、起債許可団体となっていることから、引き続き、公債費負担適正化計画により、公債費負担の適正な管理に取り組まれたい。あわせて、事業効果の検証を確実にを行い、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等も注視しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

加えて、令和7年3月に策定した「新潟県総合計画」に掲げる諸課題に適切に対応し、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

1 人口減少問題への対応

人口減少問題は、長年にわたり継続してきた深刻かつ構造的な課題であり、本県においても様々な取組を進めてきたが、今後も不可避免的に減少局面が継続することが見込まれている。

人口減少に歯止めをかけ、将来的には一定の水準で安定を維持する「人口定常化」に向けては、県民全体で人口減少問題に対する意識を共有し、県民・企業・団体・行政が一体となり、社会減及び自然減対策を重点的に推進することにより、人口減少のスピードを緩和し、その影響をできる限り小さくすることが重要である。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

社会減の要因になっている若者の県外転出は、進学や就職の希望条件に合わないことや雇用の受け皿不足、県内企業の認知度不足などを背景とした地域間格差が生じていることにある。若者の県内定着やU・Iターンを促進するため、若者の視点も取り入れながら働きがいのある雇用の場を創出するとともに、県内企業の魅力の積極的な発信に努められたい。

また、自然減の要因になっている少子化は、若年女性の転出超過や未婚化・晩婚化の進行による出生数の減少、子育てや教育にかかる経済的負担の重さなど、様々な要因が複雑に絡みあっている。若者や女性、子育て世代から選ばれる地となるため、市町村や企業・団体等との連携強化を図り、子育てしながら働きやすい環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージに合わせた切れ目のない支援や支援制度の認知度向上に向けた取組を一層強化、推進されたい。

2 人口減少社会における持続可能で活力ある地域の創出

将来的な人口定常化を目指し、県民が安心して暮らすことができるよう、現在より少ない人口であっても、持続可能で活力ある地域社会を構築していくことが必要である。

あわせて、行政サービスを含む社会インフラのあり方の検討を含め、人口減少社会における諸課題に的確に対応する必要がある。

こうした取組を進めるに当たっては、県民や市町村、関係団体等と連携し、人口減少を前提とした地域の将来像や方向性を共有しながら、地域ごとの特性を踏まえた積極的な施策の展開が求められる。

持続可能な社会の構築に向けては、高齢化による疾病構造の変化や人口減少による必要病床数の変化などに加え、公立・公的病院における経営状況の悪化を踏まえると、医療再編を早急に進める必要がある。将来にわたり持続可能な医療提供体制を構築できるよう、医療ニーズ等に応じた病床の機能分化や集約等の医療再編、運営体制の見直しなど、各圏域において進められている検討が一層加速されるよう努められたい。

また、県内の医師数については、これまでの取組により臨床研修医数が着実に増加するなどの成果が出ているものの、本県の医師不足は依然として深刻な状況にある。引き続き、臨床研修医の確保や臨床研修修了後の県内定着等に向けて取り組むとともに、国に対して制度改善等を働きかけるなど、医師の確保に一層努められたい。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

地域公共交通については、利用者数の減少や運転手不足等により、事業者は厳しい経営状況に置かれており、中山間地を中心としたバス路線の廃止・減便やタクシー事業者数の減少など、地域社会での日常生活への影響が懸念されるが、県民の足として必要不可欠なインフラであるため、市町村や関係事業者等と連携し、地域の交通資源をフル活用した取組をさらに進め、持続可能な移動手段を確保されたい。

教育についても、急速な少子化により県立高校等の小規模化が進行していることから、令和7年3月に策定した「県立高校の将来構想」に基づき、生徒の通学の負担等にも配慮しつつ、具体的な再編整備を推進し、教育の質の維持・向上が図られるよう努められたい。

活力ある地域社会の実現に向けては、世界遺産「佐渡島の金山」を核とした誘客拡大と県内周遊の促進等、国内外に通用する魅力ある観光地域づくりを進め、本県の観光ブランドを広く浸透させるとともに、「棚田県にいがた」の魅力発信など、多様な地域資源を活かした更なる交流人口の拡大につなげられたい。

これらの取組を図ることで、将来にわたって県民が安心して暮らすことができる持続可能で活力ある新潟県を実現されたい。

3 付加価値の高い持続可能な産業構造への転換

本県産業が中長期的に成長・発展するためには、長期化するエネルギー価格・物価高騰など直面する諸課題に的確に対応した上で、高付加価値化やビジネスモデルの変革につながる取組を推進することが重要である。

これらを進める上で、デジタル化は有用な手段であり、引き続き、人材育成やデジタル技術を活用した業務効率化など企業価値の向上に資する取組を支援されたい。また、脱炭素社会の実現に向けた再生可能・次世代エネルギーの活用など本県の特長・優位性を活かし、今後の成長が期待される産業の育成に努められたい。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

本県産業の持続的な発展に向けては、経済活動を支える人材の確保も必要であり、スタートアップ拠点を核とした起業・創業支援、県内企業の情報発信、外国人を含む多様な人材が活躍できる働きやすい環境づくりなどの施策についても推進されたい。

また、農林水産業は本県の主要産業であり、全国一の米の生産地として、異常気象への対応や作期分散、品種構成の見直しなどにより稲作経営の一層の安定化を図るとともに、農林水産業従事者の高齢化が進み、安定的な経営基盤を持つ経営体の育成が必要となっていることから、新たな「新潟県園芸振興基本戦略」の推進、林業・水産業での生産から消費までの連携支援、ブランド力強化及び輸出拡大など、収益性の向上につながる取組を進められたい。

これらの取組の推進が、県内産業の技術革新や需要拡大、循環型社会の実現等につながり、付加価値の高い持続可能な産業構造への転換が図られることを期待したい。

4 県民の命と暮らしを守る防災・減災対策

近年、多発する自然災害や高度成長期に建設された施設の一層の老朽化が懸念される中、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」関連事業により、河川、砂防、道路、農業水利施設などの重要なインフラの整備と機能維持が図られてきたところである。

今後も対策を必要とする箇所が多数存在するため、引き続き、5か年加速化対策関連事業の趣旨を踏まえ、災害リスクの低減や老朽化施設対策に集中的に取り組まれたい。あわせて、第1次国土強靱化実施中期計画へ移行する令和8年度以降も、必要な財政支援や地方財政措置が実施されるよう国への要望を継続するとともに、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策の推進について県民の理解を更に深めるよう努められたい。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

さらに、地域の守り手として防災・減災や除雪等に対応する建設業就業者数が減少している現状において、人材の確保と担い手の育成は重要な課題である。このため、建設産業の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスやDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組むとともに、建設産業が果たしている役割や魅力の発信について一層努められたい。

また、災害発生時には、県民が必要な情報を容易かつ即時に収集できるよう「新潟県防災ナビ」を始めとした防災情報媒体の充実に引き続き取り組むとともに、避難所運営においても、プライバシーへの配慮等避難環境が一層改善されるよう市町村と連携した取組を進めるなど、今後も災害対応力の一層の向上に努められたい。

なお、依然として長時間勤務を行う職員が発生していることから、時間外勤務の上限等に関する法令を遵守することはもとより、デジタルを活用した業務の見直しや効率化、業務量に応じた柔軟な対応を積極的に行うなどして、職員の健康管理に十分配慮されたい。

あわせて、働き方改革を引き続き推進するとともに、新潟県庁が健康経営優良法人に認定されていることから、職員の健康づくりに着実に取り組み、職員一人一人が心身ともに健康で働きがいを持ち、ワーク・ライフ・バランスを実現できる風通しの良い職場づくりに努められたい。

こうした魅力ある職場づくりに取り組むことは、職員の志望者数の増加や定着にもつながり、組織の持続的な発展に資するものである。今後も継続的な改善と実効性のある取組の推進を期待する。

部局長等との意見交換

普通会計について、令和7年8月19日から8月29日の日程で重点事項を中心に各部局の部局長等と意見交換を行いました。

この意見交換の結果や定期監査の結果等を踏まえて、決算審査意見書を作成し、知事に提出しました。



令和7年8月19日～8月29日
部局長等との意見交換を実施

II 令和6年度の監査結果

企業会計決算審査

病院事業、基幹病院事業、電気事業、工業用水道事業、工業用地造成事業、新潟東港臨海用地造成事業及び流域下水道事業の各会計について、新潟県監査基準に準拠し、次のような観点から、関係者の説明を聴取し、併せて定期監査、例月現金出納検査などの結果も参考にして審査を行い、部局長との意見交換を経て、審査意見書を知事に提出しました。

- 決算関係書類が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか
- 事業の運営が経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように行われているか

<審査の結果>

決算関係書類は、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事務の執行手続については、おおむね適正と認められました。

事業については、おおむね適正に運営されているものと認められましたが、今後一層の経営努力や取組が求められることから、次のとおり意見を付しました。

病院事業会計に対する意見

1 経営改革の推進

内部留保資金の枯渇を回避し、経営を持続可能なものにするためには、令和7年度は前年度に比べ26億円、令和8年度は前年度に比べ16億円の純損益の改善を図る必要があり、大規模病院を中心に入院収益の増加や材料費の削減などによる大幅な収支改善を図るとともに、患者数の減少などによる医療需要の変化に応じた病院の機能・規模の適正化を一層進めることとしている。

また、診療報酬の新規加算獲得等の取組により診療収益は増加しているものの、給与費や経費の大幅な増加により収支が悪化しているなど、費用の増加に診療報酬が見合っていない状況等を踏まえ、国に対して、全国自治体病院協会等を通じて、医療機関等における物価高騰への支援や診療報酬改定等に係る要望を行っているところである。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

県立病院を取り巻く様々な環境が厳しくなる中、病院局本庁と各病院が緊密に連携を図りながら診療報酬の新規加算獲得や算定率向上などの収益増加の取組を行うとともに、病院の機能・規模の適正化を通じた職員数の見直しなどによる給与費の適正化や材料費の縮減などの費用削減の取組を行うなど、経営改革を着実に進められたい。また、物価高騰の支援等に係る国の動向も踏まえ、更なる国への働きかけを検討されたい。

加えて、関係市町村等と地域医療のあり方について丁寧な意見交換を行い、県民に対してもきめ細かな情報提供に努めながら、新潟県地域医療構想調整会議の議論を踏まえ、基幹病院を所管する福祉保健部及び地域医療を支える関係団体とも情報共有を密にして着実に進められたい。

2 指定管理者に対する支援等

加茂病院及び吉田病院については、令和元年11月に県立病院経営委員会から提出された「県立病院の役割・あり方に関する提言」を受け、県央地域医療構想調整会議等における議論を踏まえ、令和6年4月に指定管理者による運営に移行したところである。

令和6年度決算においては、急性期病院から回復期を担う地域密着型病院への機能・規模の見直しにより給与費や薬品費が減少したことに加え、県央基幹病院からの転院受入の促進の取組などにより入院患者数が増加したことで、純損益が5.4億円改善した。

今後とも指定管理者において、安定的な病院運営が行われるとともに、地域医療構想調整会議で合意された医療機能を始め、「県立病院として果たすべき役割などの方針」に基づく運営が行われるよう、病院設置者として必要な支援等を行われたい。

3 医師の確保など各病院が役割を十分に発揮できる態勢の確保

医師確保については、これまでも種々の取組は行われているものの依然として確保が困難な状況にあり、地域医療病院や地域中核病院における診療科の休診など、地域医療や病院経営への影響も生じている。

県立病院として求められる役割・あり方に応じた安全・安心な医療を提供していくために、医師を安定的に確保する方策として、臨床研修医の確保、経験豊富な医療事務作業補助者の活用などに引き続き取り組むとともに、看護師の適正配置にも努められたい。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

また、頻発するサイバー攻撃事案を参考に、情報通信に関する不断のセキュリティ対策を進めるとともに、診療の継続を担保するための職員の教育を一層進められたい。

4 医師の働き方改革を踏まえた勤務環境づくり

令和6年4月から医師に時間外労働の上限規制が適用となったが、医療資源が少ない本県においては、救急医療等の各医療圏内の役割分担を踏まえた医療体制を確保しながら、宿日直を含めた勤務時間の適正な管理や勤務環境の改善に向けた取組を一層進められたい。

基幹病院事業会計に対する意見

1 魚沼基幹病院

令和6年度決算においては、紹介患者の増加に向けた地域連携の取組強化や冬季の感染症患者、スキー客の外傷対応などにより診療収益は4年連続で過去最高となったが、定期昇給等による給与費の増加や原材料費の高騰による経費の増加などにより、2年連続の赤字決算となり経営環境が厳しさを増す中、累積欠損金が運営法人の基本財産を超えることが危惧されるなど、病院経営は危機的な状況となっている。

このため、運営法人においては、持続可能な病院運営に向けて、診療報酬の新規加算獲得等の取組による収益増加や人件費の適正化などによる費用削減の取組を行うことで、令和7年度からの3年間で収支改善を図る経営改善プログラムに基づく抜本的な経営改革を進めることとしている。

臨床研修医の確保については、基幹型臨床研修医を令和6年度の8名に加え、令和7年度には新たに8名を受け入れたところであり、情報発信等の取組の成果と評価している。

今後とも、指定管理者における経営改善プログラムに基づく取組の着実な実施、必要とされる医療スタッフの確保及び魚沼圏域地域医療構想調整会議の議論を踏まえた周辺医療機関との連携強化や役割分担の一層の進展に向け、病院設置者として必要な支援等を行われたい。

II 令和6年度の監査結果

2 県央基幹病院

令和6年度決算においては、入院に係る施設基準の取得が遅れたことなどにより、診療収益が当初の見込を大幅に下回り赤字決算となった。このため、運営法人においては、入院患者の増加や入院診療報酬加算の更なる取得等により入院診療収益を向上させるとともに、救急患者の受入れや周辺病院との機能分担など地域連携を更に進め、令和9年度での収支均衡を目指すこととしている。

また、開院当初は、安全確保の観点から患者受入れを制限したが、段階的に機能を拡大し、令和6年10月から本格稼働した中で救急搬送件数が目標を上回るなど、「断らない救急」の実現に向けた取組が着実に進んでいることを評価している。一方で、救急搬送患者のうち入院に至らない軽症患者の割合が半数程度と県平均よりも高く、医療提供体制の確保や病院経営への影響が懸念される。

今後の安定的・持続的な病院運営に向けて、県央基幹病院経営強化プランに基づく取組を着実に進め、地域密着型病院等との連携を強化しながら質の高い医療提供体制の構築が図られるよう、病院設置者として必要な支援等を行われたい。

また、圏域内の医療機関の役割や症状に応じた医療機関の適切な受診、救急車の適正利用などについて、住民の理解が進むよう、市町村や運営法人等と連携した周知・啓発などに一層取り組まれたい。

II 令和6年度の監査結果

電気事業会計に対する意見

今後も健全な経営を推進し、収益の向上を図るため、事業を支える技術職の人材確保に向けた取組の推進、固定価格買取制度を活用した更なる収益確保に向けた取組の実施に加え、持続可能な経営に向け、容量確保契約金額を活用した大規模改修費用の確保などにも努められたい。

また、昨今は太陽光発電所のケーブル盗難等の予期せぬ事件・事故が続いており、リスクへの備えとして経営安定資金積立金への積立て及び再発防止対策に引き続き取り組まれたい。

なお、企業局で発電した電気の県有施設での活用については、経営に与える影響等を十分に検討した上で対応されたい。

電気事業は、一般会計への繰出し等により、収益が県政の重要施策の財源として活用されるなど、公共の福祉に大きく寄与している。

また、主要事業である水力発電は、他の再生可能エネルギーと比べ気候条件に左右されにくい安定的な供給電源であり、クリーンなエネルギーとして脱炭素社会の推進に貢献するなど、その役割が一段と高まっている。

電気事業が果たす役割について、県民等の理解が一層図られるよう、積極的かつ効果的な情報発信に取り組むとともに、引き続き安定的かつ持続的な電力供給を行うことができるよう、適切な施設管理に努められたい。

工業用水道事業会計に対する意見

新潟臨海工業用水道事業においては、令和4年度の料金改定以降、資材価格の高騰等により経常損失が生じており、次期見直しにおいて料金にコスト上昇分を反映させる検討を行う段階となっている。また、上越工業用水道事業においては、経常利益が継続している状況であるが、両水道事業とも、今後、老朽化した施設の改修計画の執行に当たり、多額の費用が発生する見込みであり、利用水量の拡大による収益の向上が望まれる。

栃尾工業用水道事業においては、令和6年12月に廃止の方針を決定し、撤去に係る費用の算定や負担について関係機関との協議など廃止に向けた取組を行っている。

(次ページへ続く)

II 令和6年度の監査結果

このように各工業用水道事業で経営環境が異なることから、今後も各々の収支状況に留意し、更なる経費節減に努めるとともに、新規需要の積極的な開拓や料金適正化の検討により収支均衡を図り、引き続き工業用水の安定供給に努められたい。

工業用地造成事業会計に対する意見

これまでの誘致活動により、東港工業用地は平成28年度、中部産業団地は平成29年度、南部産業団地は令和6年度、リース地等を除き分譲が完了した。これにより東部産業団地の分譲を残すのみとなったが、国道49号水原バイパスの全線開通によるアクセスの向上もあり、更なる分譲の進展が期待される。

引き続き、好業績の企業や設備投資に積極的な企業の動向を把握するとともに、企業局経営戦略で掲げた令和8年度までにリース地等を除いた未分譲地の分譲を完了するため、関係部局や市と一体となって効果的かつ、きめ細かな誘致活動に取り組み、分譲促進とあわせて進出企業の定着を支援されたい。

新潟東港臨海用地造成事業会計に対する意見

今後とも、一時借入金の早期解消に向け、公共事業用地については、取扱貨物量の増加など事業採択に向けた環境整備に一層努めるとともに、その他用地についても、引き続き処分の促進に努められたい。

II 令和6年度の監査結果

流域下水道事業会計に対する意見

流域下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善及び公共用水域の水質保全という住民生活に密着したサービスの提供を通じて、公共の福祉の増進に寄与している。

令和2年度から「新潟県流域下水道事業経営戦略」に基づき、計画的かつ効率的な経営の推進に取り組んでいるところである。今後も健全な経営を推進し、事業実施に当たっては、下水道の役割を踏まえ、既存施設の老朽化や災害に備えるなど、事業の持続的運営が可能となるよう引き続き努められたい。

また、施設等の老朽化や人口減少社会を見据えて、令和4年度に「新潟県汚水処理の広域化・共同化計画」が策定され、流域下水道を核として汚水処理施設の統廃合など複数の取組が進められている。汚水処理施設の統廃合は、処理水量の確保による施設稼働率の維持に寄与するとともに、県及び関係市町村の汚水処理施設の効率的な事業運営に資するものと考えられる。今後も関係市町村と密接に連携・合意形成を図り、適切な時期にこれらの統廃合が進むよう努められたい。

あわせて、流域下水道事業を維持・継続するため、ウォーターPPPの導入に向けた準備を着実にを行うとともに、公益財団法人新潟県下水道公社のあり方を含めた下水道事業の体制についても検討を進められたい。

さらに、下水汚泥については、現在行っている燃料や原材料、肥料としての利用をさらに進めるとともに、新たな受入先の確保についても取り組むなど、流域下水道の有する資源・エネルギーの利活用の拡大に引き続き努められたい。

II 令和6年度の監査結果

基金運用状況審査

新潟県土地基金及び新潟県産業振興貸付基金について、新潟県監査基準に準拠し、基金の運用が条例の趣旨に沿って適正に行われているか、出納計数に誤りはないか等の観点から審査を行いました。

<審査の結果>

新潟県土地基金の運用状況は、計数に違算はなく、基金の運用はおおむね適正に執行されているものと認められました。

新潟県産業振興貸付基金の運用状況は、計数に違算はなく、基金の運用は条例の趣旨に沿って適正に執行されているものと認められました。

基金の活用状況を踏まえ、次のとおり意見を付しました。

新潟県土地基金に対する意見

新潟県土地基金設置の趣旨を踏まえ、基金の有効活用に努められたい。

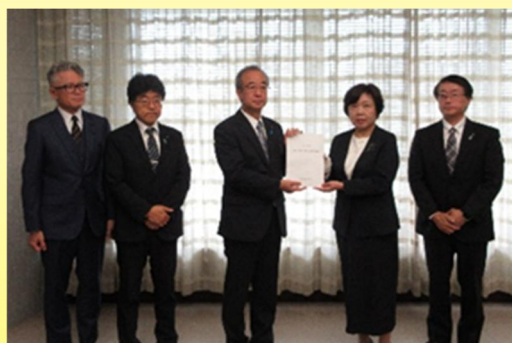
新潟県産業振興貸付基金に対する意見

条例の趣旨を踏まえ、引き続き基金の有効活用に努められたい。

決算審査意見書の提出

「企業会計決算審査意見書」及び「普通会計決算及び基金運用状況審査意見書」の提出の際は、代表監査委員が知事に意見書を手渡し、趣旨を説明した後、知事と監査委員とで意見交換を行っています。

令和6年度企業会計決算審査意見書提出は令和7年8月28日に、令和6年度普通会計決算及び基金運用状況審査意見書提出は同年10月14日に行いました。



令和7年10月14日
普通会計決算及び基金運用
状況審査意見書を提出

II 令和6年度の監査結果

3 健全化判断比率等審査

知事は、法律の規定により「健全化判断比率」と「資金不足比率」を監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、また、その比率を公表しなければなりません。

監査委員は、知事からの依頼を受け、各比率が適正に算定されているか、算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかなどを審査し、健全化判断比率等審査意見書を知事に提出します。

健全化判断比率

令和6年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算等に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に、新潟県監査基準に準拠し、審査を行いました。

健全化判断比率

以下の比率のいずれかが、「早期健全化基準」を上回る場合は財政健全化計画を、「財政再生基準」を上回る場合は財政再生計画を定めることとなっており、また、①又は③が「地方債協議・許可制移行基準」以上となった場合、起債に総務大臣の許可が必要となります。

- ①実質赤字比率：一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ②連結実質赤字比率：全会計における実質赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③実質公債費比率：公債費や実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する割合
- ④将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合

<審査の結果>

審査に付された健全化判断比率は、適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められ、早期健全化基準を超えているものではありませんでした。

なお、③実質公債費比率が地方債協議・許可制移行基準を上回る18.6%となったことを含め、次ページのとおり意見を付しました。

健全化判断比率	令和6年度	令和5年度(参考)	早期健全化基準
①実質赤字比率	—	—	3.75%
②連結実質赤字比率	—	—	8.75%
③実質公債費比率	18.6%	18.4%	25%
④将来負担比率	287.0%	297.8%	400%

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であり算定されないことから「—」と記載

II 令和6年度の監査結果

健全化判断比率に対する意見

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支及び連結実質収支が黒字であることから、算定されない。

実質公債費比率は、早期健全化基準は下回っているものの、前年度と比べ 0.2 ポイント上昇し、18.6 パーセントとなった。起債許可団体となる 18 パーセント以上であり、憂慮すべき状況である。

将来負担比率は、前年度と比べ 10.8 ポイント低下し、287.0 パーセントとなった。早期健全化基準は下回っているものの、引き続き都道府県の中で相対的に見て厳しい状況である。

令和6年能登半島地震への対応等により、令和6年度に財政調整基金を一時的に取り崩したが、令和7年9月の「中期財政収支見通し（仮試算）」によれば、大規模災害等に備えるための財政調整基金 230 億円を確保するとともに、県債管理基金（公債費調整分）を取り崩していくことで、令和13年度の公債費の実負担のピークに対応することができる見通しが示されている。

今後も、令和5年10月に策定した「新潟県行財政基本方針」に基づき、これまでの改革で改善を図った財政状況を堅持し、令和13年度の公債費の実負担のピークへ確実に対応するための取組を継続するとともに、国への積極的かつ効果的な働きかけに一層努められたい。また、金利上昇などの経済情勢の変化や国の動向による本県財政への影響も懸念されることから、引き続き精度が高い見通しを立てて計画的に対応するとともに、それらの情報を県民にも分かりやすく伝えながら、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

II 令和6年度の監査結果

資金不足比率

令和6年度公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に、新潟県監査基準に準拠し、審査を行いました。

資金不足比率

公営企業会計別に算定した資金不足額の事業規模に対する割合。この比率が経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を定めることになっています。

<審査の結果>

審査に付された各会計の資金不足比率は、適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められ、経営健全化基準を超えているものではありませんでした。

会計	資金不足比率		経営健全化基準
	令和6年度	令和5年度(参考)	
新潟東港臨海用地造成事業会計	—	—	20%
電気事業会計	—	—	
工業用水道事業会計	—	—	
工業用地造成事業会計	—	3.9%	
病院事業会計	0.0%	—	
基幹病院事業会計	—	—	
流域下水道事業会計	—	—	
港湾整備事業特別会計	—	—	

※ 病院事業会計を除く7会計の資金不足比率は、資金不足がなく算定されないことから「—」と記載

病院事業会計については、次のとおり意見を付しました。

病院事業会計に対する意見

病院事業会計においては、医業損益が悪化する中で、現金預金の減少に伴い流動資産が減少したことなどから流動負債が流動資産を上回り、2,876万円の資金不足が生じたため、5年ぶりに資金不足比率が発生した。

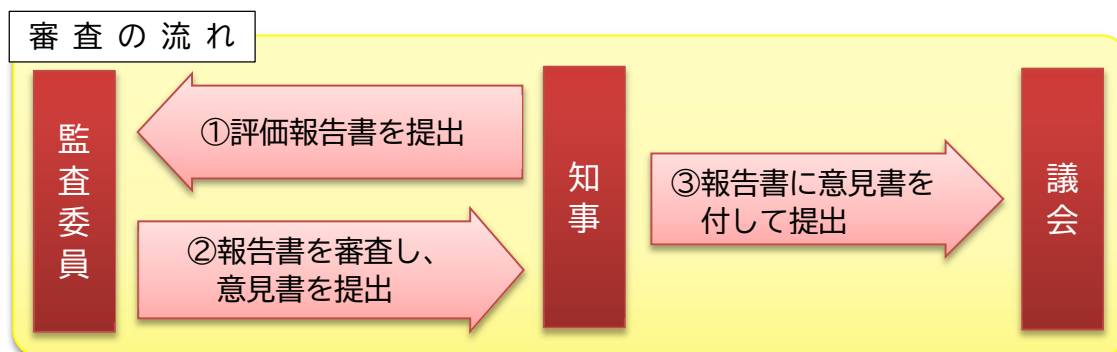
今後も内部留保資金の不足額の拡大が見込まれるなど、病院の経営危機が深刻さを増していることから、経営改革を着実に進められたい。

II 令和6年度の監査結果

4 内部統制評価報告書審査

知事は、法律の規定により、内部統制に関する方針を定め、体制を整備するとともに、評価報告書を作成し、監査委員の意見を付けて議会に提出しなければなりません。

監査委員は、知事からの評価報告書の提出を受け、評価が適切に行われているか等を審査し、審査意見書を知事に提出します。



内部統制の取組

知事部局等では、全庁的に事務の適正な執行を図る上でのリスクを洗い出し、対応策を整備することでリスクを回避・低減するとともに、事後に自己評価を行い、事務処理誤りの是正や手続の見直し等に取り組んでいます。

また、所属の自己評価結果を踏まえ、内部統制の整備・運用状況について評価した評価報告書を作成しています。

<令和6年度内部統制評価報告書の概要>

財務に関する事務及び業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務に係る内部統制は、評価対象期間中の運用上の重大な不備を把握したため、一部有効に運用されていないと判断した。

- ① 複数所属において、過去に在席していた職員が、食品衛生監視員の資格要件を満たしていないにもかかわらず、当該資格を必要とする業務に従事していた。また、過去に当該職員を食品衛生監視員として任命していた期間があった。
- ② 条例に基づき予定価格5億円以上の工事請負契約は県議会の議決を要するべきところ、変更契約を議会の議決を経ずに締結した。

重大な不備

整備上及び運用上の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、県及び県民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの、若しくは実際に生じさせたものであり、職員の懲戒処分及び訓戒につながった事案等が相当するとされています。

II 令和6年度の監査結果

審査結果

新潟県監査基準に準拠し、次のような観点から、定期監査等で得られた知見を活かし、必要に応じて関係部局からの説明を求めながら評価報告書の審査を行い、審査意見書を知事に提出しました。

- 知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか
- 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

<審査意見書の概要>

令和6年度の評価報告書について、評価手続及び評価結果にかかる記載は相当であると認めました。

また、把握された重大な不備以外にも特に留意されたい事項について、意見書に次のとおり審査意見を付しました。

審査意見

「重大な不備」に該当する事案として、職員が食品衛生法に基づく食品衛生監視員の資格要件を満たしていないにも関わらず、当該資格を必要とする業務に従事していた事案及び予定価格5億円以上の工事請負について、条例に基づき必要とされる県議会の議決を経ずに変更契約を締結した事案が発生した。

これらは、法令に違反し、県や県民に大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものであることから、再発防止策を着実に実施し、県民の信頼回復に努められたい。

内部統制評価報告書や審査結果の詳細は、こちらをご覧ください。

新潟県行政改革課 HP「内部統制制度について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kaikaku/0266164.html>



II 令和6年度の監査結果

5 財政的援助団体等の監査

県の出資法人、公の施設の指定管理者、補助金等を交付されている団体を対象に、事業の執行状況、資金の出納状況、事業活動や施設の管理状況について、毎年度一定の基準に基づいて団体等を選定し、新潟県監査基準に準拠し、監査を実施しています。

監査対象団体の選定

本県では、令和6年度会計は、監査対象の延べ496団体のうち、30団体に対して監査を実施しました。

団体種別	選定基準
出資法人 (28法人)	①県の出資割合が2分の1以上の法人は、事業規模等に応じ毎年～5年ごとに実施 ②県の出資割合が4分の1以上、2分の1未満の法人は、5年ごとに実施 ③株式会社は、必要の都度実施 ※ 公の施設の指定管理又は補助金等があれば併せて監査
公の施設の 指定管理者 (29団体42施設)	①原則として指定期間中に1回以上実施 ②指定管理料及び利用料金収入の合計が1千万円未満のものは、必要の都度実施
補助団体 (439団体)	次の団体の中から必要に応じて実施 ・ 1回の支出につき500万円以上の補助金、負担金、交付金等を交付されている団体

※ 公の施設の指定管理者とは、県が法律や条例に基づき県民のみなさんの福祉を増進する目的をもって設置する施設（県立公園や県民会館など）を管理運営している団体をいいます。

II 令和6年度の監査結果

指摘事項等の件数

<出資法人>

区 分	指 摘	注 意	計
契約事務に関する事項	－	1	1
合 計	0	1	1

※ このほか、入試ミス再発防止策の着実な実行等について2件の要望を行いました。

<公の施設の指定管理者>

区 分	指 摘	注 意	計
物品の管理に関する事項	－	2	2
事業実績の報告に関する事項	－	1	1
合 計	0	3	3

※ このほか、病院運営に関する事項について2件の要望を行いました。

<補助団体>

※ 指摘事項等はありませんでした。

指摘事項等の主な内容

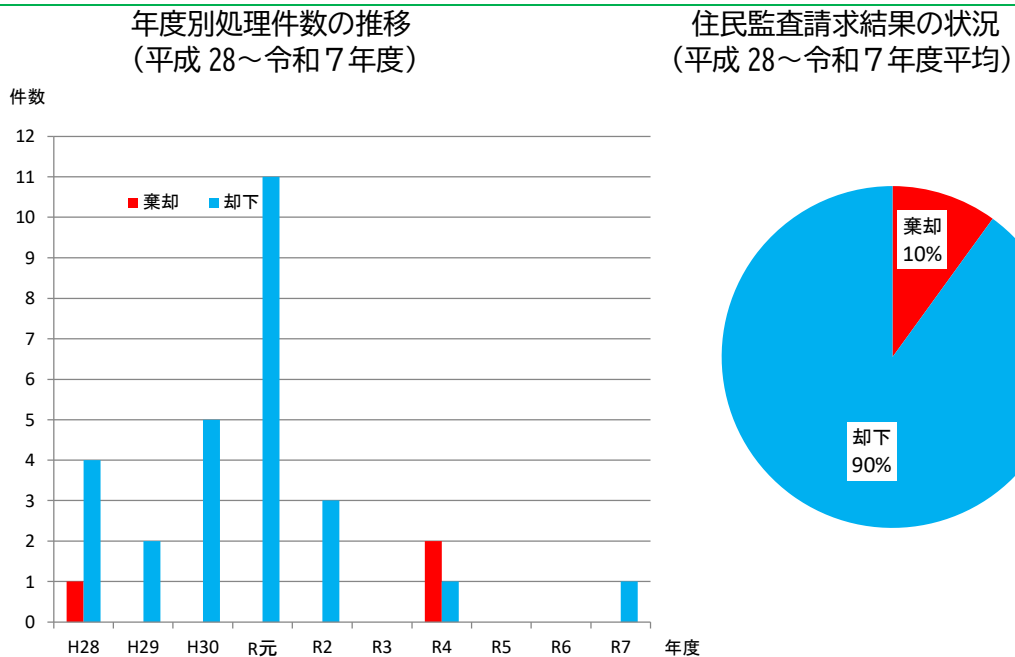
注 意 事 項

- ・部品の調達遅れにより工事内容に変更があったが、変更契約を締結せずに竣工検査と支払を行い、部品調達後に受注者負担で手直し工事を行っていたもの
- ・指定管理者が購入した備品の所有権は県に帰属するにもかかわらず、指定管理者の資産として登録していたもの
- ・県の管理委託物品の処分及び代替品購入にあたり、指定管理者が県と協議を行っていなかったもの
- ・指定管理事業の年間事業報告書に記載誤りがあったもの

III 住民監査請求

住民は、県の執行機関又は職員に、財務に関する違法・不当な行為があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、是正を図るなど必要な措置を講ずべきことを請求することができます。住民からこのような請求があった場合に、監査を実施しています。

請求件数の推移



- ※ 3/31 時点で要件審査中の 1 件を除く。
- ※ 受付を当年度に行い、翌年度に結果を通知したのもも受付年度に計上している。
- ※ 棄却には、一部棄却・一部却下を含むものもある。

処理結果

住民監査請求は、請求がなされてから 60 日以内に監査結果を出すことになっています。

当該請求に係る処理結果には、次の 3 種類のものがあります。

- 「勧告」：請求に理由があると認められるもの
- 「棄却」：請求に理由がないと認められるもの
- 「却下」：請求そのものが法の定める要件を満たさないと認められるもの

<最近の請求内容>

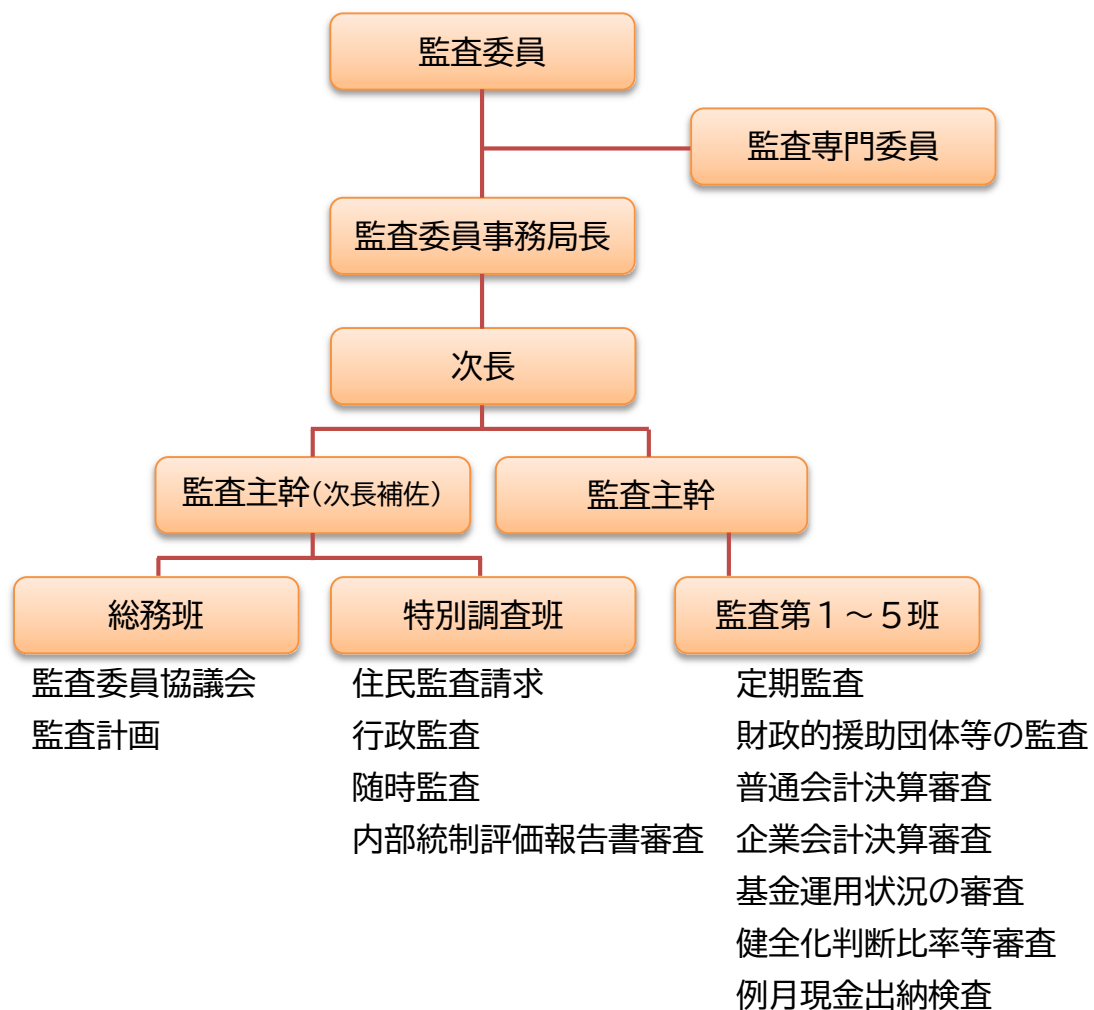
県有地の財産管理に関するものや国主催行事への知事の出席費用に関するもののほか、補助金の交付に係る請求がありました。

IV 監査委員事務局

監査委員（4人）の補助機関として、監査委員事務局が設置されています。

監査委員事務局長以下24人が、監査委員の指示に従って、事前の調査や検査を行い、監査委員を補助しています。

また、監査の専門性を向上させるため、公認会計士が監査専門委員に選任され、監査委員の監査を補佐しています。



新潟県の監査

(監査のあらまし・令和6年度監査結果)

令和8年3月 発行

発行：新潟県監査委員事務局

〒950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

TEL 025-280-5532



監査委員事務局ホームページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kansa/>